

地域・地区・区域の指定状況及び窓口

栃木市都市建設部建築指導課  
令和6年4月1日

法令、条項	建築基準法	地域名	該当区域等有無	適用地域等	窓口		
建築基準法	法第22条第1項	法第22条第1項	第22条区域	○	栃木市全域	市建築指導課建築審査係	0282-21-2442
都市計画法	法第5条第1項	法第41条の2	都市計画区域	○	栃木市全域	市都市計画課計画景観係	0282-21-2431
	法第7条第1項	—	区域区分非設定区域 (非線引き区域)	○	栃木市西方町 (一部用途地域あり)	市都市計画課計画景観係	0282-21-2431
	法第8条第1項 第1号	法第48条	用途地域等	○		市都市計画課計画景観係	0282-21-2431
	法第8条第1項 第2号	法第49条第1項	特別用途地区	○	栃木環状線沿道 サービス特別用途地区	市都市計画課計画景観係(区域の確認) 市建築指導課建築審査係(制限の確認)	0282-21-2431 0282-21-2442
	法第8条第1項 第2号の2	法第49条の2	特定用途制限地域	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
	法第8条第1項 第2号の3	法第57条の2第1項	特例容積率適用地区	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
	法第8条第1項 第2号の4	法第57条の5第1項	高層住居誘導地区	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
	法第8条第1項 第3号	法第58条	高度地区	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
	法第8条第1項 第3号	法第59条第1項	高度利用地区	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
	法第8条第1項 第4号	法第60条第1項	特定街区	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
	法第8条第1項 第5号	法第61条	防火地域	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
	法第8条第1項 第5号	法第61条	準防火地域	○	旧栃木市の商業地域及び 旧栃木市の近隣商業地域の区域 (第2公園付近は除く)	市都市計画課計画景観係	0282-21-2431
	法第10条の2第1項	—	促進区域	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
	法第12条の4第1項 第1号	法第68条の2第1項	地区計画	○	栃木市内23地区	市都市計画課計画景観係(区域の確認) 市建築指導課建築審査係(制限の確認)	0282-21-2431 0282-21-2442
	法第29条	令第9条第12号	開発行為	○		市都市計画課開発指導係	0282-21-2444
	法第52条の2第1項	令第9条第12号	市街地開発事業等予定区域	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
	法第53条第1項	令第9条第12号	都市計画施設の区域	○	都市計画道路	市都市計画課計画景観係	0282-21-2431
	法第53条第1項	令第9条第12号	市街地開発事業の施行区域	○	新大平下駅前	市都市計画課計画景観係	0282-21-2431
	法第58条第1項	—	風致地区	○	太平山、錦着山	市都市計画課計画景観係	0282-21-2431
	法第65条第1項	—	都市計画事業の施行	○		市都市計画課計画景観係	0282-21-2431
都市再生特別措置法	法第36条第1項	法第60条の2第1項	都市再生特別地区	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
	法第88条第1項ほか	—	立地適正化計画の区域	○	居住誘導区域の確認及び居住誘導区域外における3戸以上の住宅の建築目的の開発行為等	市都市計画課計画景観係	0282-21-2431
	法第89条	—	居住調整地域	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
	法第108条第1項ほか	—	立地適正化計画の区域	○	都市機能誘導区域の確認及び都市機能誘導区域外における誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為等	市都市計画課計画景観係	0282-21-2431
	法第109条第1項	法第60条の3第1項	特定用途誘導地区	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
都市緑地法	法第5条	—	緑地保全地域	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
	法第12条第1項	—	特別緑地保全地区	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
	法第34条第1項	—	緑化地域	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
生産緑地法	法第3条第1項	—	生産緑地地区	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
景観法	法第8条	—	景観計画区域	○	栃木市全域※一定規模を超える場合	市都市計画課計画景観係	0282-21-2431
	法第61条第1項	法第68条第1項	景観地区	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
—	—	—	栃木市歴史的町並み景観形成地区	○	旧日光例幣使街道及び巴波川周辺の一部	市都市計画課計画景観係	0282-21-2431

地域・地区・区域の指定状況及び窓口

栃木市都市建設部建築指導課  
令和6年4月1日

法令、条項	建築基準法	地域名	該当区域等有無	適用地域等	窓口		
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	法第31条第1項	法第68条の2第1項	歴史的風致維持向上地区計画	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
密集市街地整備法	法第31条第1項	法第67条第1項	特定防災街区整備地区	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
	法第32条第1項	法第68条の2第1項	防災街区整備地区計画	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
土地区画整理法	法第76条第1項	—	土地区画整理事業施行地区	○	平川地区 栃木インター西地区	市街地整備課区画整理係(平川地区) 市産業基盤整備課基盤整備係(栃木インター西地区)	0282-21-2775 0282-21-2377
集落地域整備法	法第5条第1項	法第68条の2第1項	集落地域計画	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
国土利用計画法	法第12条	—	土地取引等の規制区域	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
	法第23条	—	土地取引の届出	○	栃木市全域※一定規模を超える場合	市都市計画課計画景観係	0282-21-2431
流通業務市街地の整備に関する法律	法第5条第1項	令第9条第10号	流通業務地区	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
幹線道路の沿道の整備に関する法律	法第9条第1項	法第68条の2第1項	沿道地区計画	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
屋外広告物法	法第3条	令第9条第2号	屋外広告物の禁止地域	○	・風致地区(太平山、錦着山) ・伝統的建造物群保存地区(嘉右衛門町)	市都市計画課計画景観係	0282-21-2431
	法第4条	令第9条第2号	広告物等の制限	○	栃木市全域※一定規模を超える場合	市都市計画課計画景観係	0282-21-2431
駐車場法	法第20条	令第9条第6号	駐車施設の附置	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律	法第5条第4項	令第9条第14号	自転車等駐車場の附置義務	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
電波法	法第102条の3第1項	—	電波伝搬障害防止区域	○	電波伝搬障害防止区域内の31メートルを超える建築物	関東総合通信局 無線通信部 陸上第一課 伝搬障害担当	03-5220-5527
航空法	法第49条	—	飛行場周辺における建物等設置の制限(制限表面)	—	—	—	—
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	法第5条第1項	令第9条第13号	航空機騒音障害防止地区	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
	法第5条第2項	令第9条第13号	航空機騒音障害防止特別地区	—	—	(市都市計画課計画景観係)	0282-21-2431
港湾法	法第38条の2第1項	令第9条第3号	臨港地区	—	—	—	—
河川法	法第6条第1項 法第54条第1項	—	河川区域 河川保全区域	○	国土交通省・県知事が指定した河川 渡良瀬川・巴波川等 (管轄区域は各窓口へ照会)	利根川上流河川事務所占用調整課 渡良瀬川河川事務所管理課 県河川課 県栃木土木事務所保全部保全管理課	0480-52-3960 0284-73-5551 028-623-2442 0282-23-3435
	法第8条	令第9条第16号	特定都市河川流域	—	—	(渡良瀬川河川事務所管理課) (県栃木土木事務所保全部保全管理課)	0284-73-5551 0282-23-3435
砂防法	法第2条	—	砂防指定地	○	県知事が指定した地域	県栃木土木事務所保全部保全管理課	0282-23-3435
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	法第3条第1項	法第39条第1項	(災害危険区域) 急傾斜地崩壊危険区域	○	県知事が指定した区域	県栃木土木事務所保全部保全管理課	0282-23-3435
地すべり等防止法	法第3条第1項	—	地すべり防止区域	○	県知事が指定した区域	県栃木土木事務所保全部保全管理課	0282-23-3435
	法第4条第1項	—	ぼた山崩壊防止区域	—	—	県栃木土木事務所保全部保全管理課	0282-23-3435
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	法第9条第1項	令第80条の3	土砂災害特別警戒区域	○	県知事が指定した区域	県栃木土木事務所保全部保全管理課	0282-23-3435
宅地造成及び特定盛土等規制法	法第3条第1項	令第9条第9号	宅地造成工事規制区域	—	—	(市都市計画課開発指導係)	0282-21-2444
	法第20条第1項	—	造成宅地防災区域	—	—	(市都市計画課開発指導係)	0282-21-2444
文化財保護法	法第43条第1項 法第125条第1項	—	国指定文化財	○	文部科学大臣が指定した文化財	市教委文化課文化財係	0282-21-2497 2498
	法第93条第1項	—	埋蔵文化財包蔵地	○	栃木市全域	市教委文化課文化財係	0282-21-2497 2498
	法第143条第1項	—	伝統的建造物群保存地区	○	泉町、嘉右衛門町、小平町、錦町及び昭和町の各一部	市蔵の街課重伝建係	0282-21-2571
栃木県文化財保護条例	条例第13条第1項 条例第38条第1項	—	県指定文化財	○	県知事が指定した文化財	市教委文化課文化財係	0282-21-2497 2498
栃木市文化財保護条例	条例第15条第1項 条例第39条第1項	—	市指定文化財	○	市教委が指定した文化財	市教委文化課文化財係	0282-21-2497 2498